

# 肥前国風土記における土齒池の所在地について

竹 生 政 資<sup>1)</sup>・西 晃 央<sup>2)</sup>

On the location of the Hijiha-lake in the Hizen-koku-fudoki

Masasuke TAKEFU・Akihiro NISHI

## 要 旨

本論文は肥前国風土記の「高来郡、土齒池」の条に記載された土齒池の所在地について考察したものである。この池については、名前の由来、高来郡の郡家に対する相対的な位置、堤の長さや広さ、池の広さ、池に生えている植物などの情報が比較的詳細に記述されている。にもかかわらず、土齒池の所在地は、この池が現存しないこと、高来郡の郡家の位置が確定していないこと、肥前国風土記の記述自体に信頼性の問題があること、などの理由により諸説がありいまだ定説をみない。

しかしながら、土齒池の所在地を決定することは、単に古代の高来郡に存在したある一つの池について知るといふ興味にとどまらず、高来郡の郡家の位置を推定することにもつながる重要な課題である。本論文では、土齒池の所在地に関する過去の諸説を検討し、長崎県諫早市森山町唐比東の「唐比湿地」説がもっとも有望な説であることを示す。また、この「唐比湿地」説ほど有望ではないけれども、長崎県雲仙市千々石町の北西部の「千々石」説も可能性が少しはあることを示す。

## 1. はじめに

風土記は奈良時代の大宝律令制度の下で編纂された官撰の地方誌である。和銅六年の詔に基づいて、各国の郡・郷・里の構成、駅・烽・神社・官寺などの数、物産品目や土地の肥沃状態、地名の由来などについての情報をそれぞれの国庁の役人が報告した公文書（「解」という）である。完本として現存するのは出雲国の風土記のみであるが、省略や欠損があるものの内容的にまとまったものが常陸国、播磨国、豊後国、肥前国の四か国について伝わっている。これらのほかに『釈日本紀』や『万葉集註釈』などに引用文として断片的に伝えられている逸文が約三十か国分存在する。

本論文では、要旨でも述べたように、肥前国風土記の「高来郡、土齒池」の条に記載された土齒池の所在地について考察する。そこでまず関連する部分の記事を提示することから始めよう。以下に、高来郡の「土齒池」の条と「峰湯泉」の条について原文と訓読文をそれぞれ「新編日本古典文学全集」本にしたがって掲載する [1]。

1) 佐賀大学・医学部・地域医療科学教育研究センター (takefu@cc.saga-u.ac.jp)

2) 佐賀大学・文化教育学部・理数教育講座 (nishia@cc.saga-u.ac.jp)

## 【原文】

土齒池。(俗言岸為比遲波。在郡西北)。此池東之海辺、有岸。高百余丈、長三百余丈。西海波濤、常以濯滌。縁土人辞、号曰土齒池。々堤、長六百余丈、広五十余丈、高二丈余。池裏、縦横廿余町許。潮来之、常突入之。荷・菱、多生。秋七八月、荷根甚甘。季秋九月、香味共変、不中用也。

峰湯泉。(在郡南)。此湯泉之源出郡南高来峰西南之峰、流於東之。流勢甚多、熱異余湯。但和冷水、乃得沐浴。其味酸。有流黄・白土、及和松。其葉細有子、大如小豆、令得喫。

## 【訓読文】

土齒の池。俗、岸を言ひて比遅波と為す。郡の西北のかたに在り。この池の東の海辺に、岸あり。高さ百丈余り、長さ三百丈余りなり。西の海の波濤、常に濯ひ滌ぐ。土人の辞に縁りて、号けて土齒の池と曰ふ。池の堤、長さ六百丈余り、広さ五十丈余り、高さ二丈余りなり。池の裏は、縦横廿町余り許りなり。潮来れば、常に突き入る。荷・菱、多に生ふ。秋七八月に、荷の根甚甘し。季秋九月に、香と味共に変り、用ゐるに中らず。

峰の湯の泉。郡の南に在り。この湯泉の源は、郡の南高来の峰の西南の峰より出で、東に流る。流るる勢ひ甚多に、熱きこと余の湯と異なり。但、冷き水と和ふるすなはち沐浴すること得。その味ひは酸し。流黄・白土、及和松あり。その葉細くして子あり。大きさ小豆のごとく、喫ふこと得しむ。

土齒池についての具体的な考察に入る前にまず、肥前国風土記に記載された記事の中から土齒池に関する情報とその位置の手がかりとなる情報をすべて抜き出して整理しておこう。

- (1) 土齒池は、高来郡の郡家から見て「西北」の方角にある。  
原文：土齒池。(俗言岸為比遅波。在郡西北)。
- (2) 土齒池には堤があり、その堤の大きさは、長さ六百余丈(約1800m)、広さ五十余丈(約150m)、高さ二丈余(約6m)である。  
原文：土齒池。々堤、長六百余丈、広五十余丈、高二丈余。
- (3) 土齒池の裏(内側)の広さは、縦横およそ廿余町(約2000m)である。  
原文：池裏、縦横廿余町許。
- (4) 土齒池には海の潮が常に突入してくる。  
原文：潮来之、常突入之。
- (5) 土齒池には荷(ハス)と菱(ヒシ)がたくさん生えている。  
原文：荷・菱、多生。
- (6) 土齒池の「東」には海辺があり、その海辺には「岸」がある。  
原文：此池東之海辺、有岸。
- (7) この「岸」は、高さ百余丈(約300m)、長さ三百余丈(約900m)である。  
原文：有岸。高百余丈、長三百余丈。
- (8) この「岸」を西海の波が常に洗い濯いでいる。  
原文：西海波濤、常以濯滌。
- (9) 「岸」のことを土地の人々の言葉では「ひちは」と言うが、池のそばに「岸」が存在することから土齒池という名前が付けられた。  
原文：縁土人辞、号曰土齒池。

以上の九つの情報の中で、土齒池の位置の手がかりとなるのは(1)と(6)であるが、高来郡の郡家の位置が今だに不明であり、この二つの情報だけでは土齒池の位置を特定することはできない。そこで参考となるのが、土齒池の次に記載されている峰湯泉に関する情報である。峰湯泉は現在の雲仙温泉に相当するから、峰湯泉の情報を手がかりに土齒池の位置を特定できる可能性がある。そこで峰湯泉に関する次の二つの情報を付け加えることにしよう。

- (10) 峰湯泉は、高来郡の郡家から見て「南」の方角にある。  
原文：峰湯泉。(在郡南)。
- (11) 峰湯泉の源は、郡家の「南」の高来峰の「西南」の峰から「東」側に流れ出る。  
原文：此湯泉之源出郡南高来峰西南之峰、流於東之。

以上が肥前国風土記に記載されている土齒池の位置を決める手がかりとなる情報のすべてである。まず注意しておくべきことは、(11)に登場する「高来峰」と、(10)および(11)に登場する「峰湯泉」とは異なる位置にあることである。「高来峰」は現在の雲仙岳付近に位置するが、「峰湯泉」はそれより西南に約4kmほど離れた現在の雲仙温泉付近に位置する(図1を参照)。後に明らかとなるように、この二つの位置の違いを明確に区別することが土齒池の所在地を考察するにあたってきわめて重要となる。



図1

上に示した十一項目に基づいて土齒池の所在地を具体的に考察していく前に、これまでに提出されている諸説について見ておこう。

## 2. 土齒池の所在地に関する諸説

土齒池の所在地については、大きく分けて次の三つの説がある。

## (1) 「島原半島北端」説

郡家を現在の雲仙市国見町神代（あるいは高下古墳の近くの国見町多以良）あたりに想定し、土歯池をその西北の海岸部あたりに比定する説。

## (2) 「唐比湿地」説

郡家を現在の雲仙市千々石町に想定し、土歯池を現在の諫早市森山町唐比東の唐比湿地あたりに比定する説。

## (3) 「千々石」説

郡家と土歯池をともに現在の雲仙市千々石町に比定する説。

これらの説では、郡家と土歯池の位置が密接に関係しており、郡家をどこに比定するかが重要なポイントとなっている。過去の諸説の詳細については、埴垣節也氏の『『風土記』の校注私案』に紹介されているので参照されたい〔2〕。上の三つの説のうち、多くの研究者に支持されてきたのは(2)または(3)の説である。そのもっとも大きな理由は、土歯池の「ひぢは」が千々石町の「ちぢわ」に近いこと、千々石町の北西から北東にかけて千々石断層と呼ばれる断崖が存在することなどである。ところが、この二つの説には郡家の方位に関する重大な難点が存在し、それを解消するために提出されたのが(1)説である。次の第3節以降ではこれらの説の問題点と可能性について詳細に検討していく。

ところで、上にあげた三つの説を調べてみると、述べている内容に一部混乱が見られる。例えば、『長崎県の地名』は「高来郡家跡推定地」の項目で、

古代の高来郡に置かれ官衙の跡。発掘調査による遺構の検出ではなく、推定にとどまる。島原半島の北側、有明海に臨む国見町多以良に比定する説があり、そこの高下は郡家の転訛であろうという。同所の六世紀末頃とされる高下古墳（鬼の岩屋）では豊富な副葬品から有力な勢力（のちの郡司層）が想定されている。また西手の倉地川は正倉にかかわり、東の栗谷川は厨家に関連するとされるほか、馬場名の東に「うまつぎ」の地名があり、両川の間を流れる土黒川を下った河口部は船津名となっており（郡津か）、これら一帯に官衙との関連を推定させる地名が少なくない。土黒川と倉地川の間、倉地川の西には条理地割が確認されるが、後者の神代条理に西里名・東里名の地名があり、二つの条理の方位と並行する道（近世の島原街道）は彼杵郡家と結ぶ伝路であった可能性が指摘されている。土黒川は鉄川とも称され、近くに鎮座する金山神社を貞観十八年（八七六）に従五位下となった銀山神（『三代実録』同年六月八日条）とする見解があり（ただし近世は諏訪大明神）、地名がなくそ原・宮田とともに注目される。この神社のすぐ東に八世紀前半頃の瓦を出土している五万長者遺跡があり、高来郡の郡寺と推定されている。

と述べる一方で（〔5〕、pp.433-434）、「土歯池」の項目では、

古代の高来郡内にあった池。「肥前国風土記」高来郡条に「土歯の池」とみえ、郡の北西にあり、比遅波と読むという。（途中省略）。現千々石町千々石の北方海岸辺りとされるが、明らかではない。

と述べている（〔5〕、p.440）。郡家を国見町多以良付近に比定することと、土歯池を千々石町の北方海岸辺りに比定することとは、地理的に見て明らかに相矛盾することであり（第1節にあげた土歯池に関する情報(1)に反する）、両立することはできない。

また、秋本吉郎氏は『風土記』の「土齒の池」の頭注において、

橋（千千石）湾の東北隅、千千石町千千石（ちぢわ）の北方海岸にあった池。今は田となっている地（纂注）。

と述べる一方で（〔3〕、p.411）、巻末の「肥前国風土記地図」では森山町唐比東の唐比湿地あたりに比定している。唐比湿地は千々石町の「西北西」にあたり、決して千々石町の「北方」海岸にはあたらない。この記述は明らかに(2)説と(3)説を混同したものとなっている。おそらく纂注の記述と後藤蔵四郎氏の『肥前国豊後国風土記考証』の添付図（〔4〕、p.93）を不用意に採用した結果であろう。ちなみに、後藤氏は土齒池に関する注釈で、

今の北高来郡の森山村に於いて、焼川の東にあたり、今、田地となつて居る所であらう。

と述べており（〔4〕、p.96）、添付された図とともに(2)説として整合性のとれた内容となっている。なお後藤氏がここで指摘している地は、現在の諫早市森山町唐比東の唐比湿地にあたる。

### 3. 「島原半島北端」説の問題点

この説は、新しい注釈書『風土記』（新編日本古典文学全集、〔1〕）に採用されており、また同書の著者（埴垣節也氏）により発表された『「風土記」の校注私案』でも採用されている説である〔2〕。以下、この説の妥当性について検討しよう。

この説のもっとも重要なポイントは、第1節に示した十一項目の情報のうち次の三つの情報

- (1) 土齒池は、高来郡の郡家から見て「西北」の方角にある。
- (10) 峰湯泉は、高来郡の郡家から見て「南」の方角にある。
- (11) 峰湯泉の源は、郡家の「南」の高来峰の「西南」の峰から「東」側に流れ出る。

に従う限り、郡家と土齒池はともに島原半島北端にあったと考えるしかない、と指摘する点である。すなわち、上の情報(10)と(11)に峰湯泉と高来峰はともに郡家の「南」にあると明記されており、また峰湯泉と高来峰はそれぞれ現在の雲仙温泉と雲仙岳に相当するから、郡家はその「北」、つまり島原半島北端の国見町あたりに比定するしかない、と考えるのである。

このほかにも、この説の間接的な根拠として、国見町には「土黒（ひじくろ）」という地名や土黒川が存在し、土齒池の「ひぢ」に通じることや、すでに第2節で「高来郡家跡推定地」に関連して述べたように、この辺りには古墳時代の有力豪族の存在をうかがわせる高下古墳が存在することなど、古代に郡衙があったことを示唆する考古学的証拠が少なくないことを合わせて指摘する。

このように、「島原半島北端」説は郡家の位置という観点からすれば確かに有力な説であるが、その一方で土齒池という観点からすれば大きな問題がある。それは、肝心の土齒池やそのそばにあったとされる「岸」の痕跡がないことである。以下、具体的にその問題点について見ていこう。

第一に、第1節に示した情報(6)と(7)の条件を満たしていないことである。

- (6) 土齒池の「東」には海辺があり、その海辺には「岸」がある。  
 (7) この「岸」は、高さ百余丈（約300m）、長さ三百余丈（約900m）である。

図2は熊本県荒尾市の長洲港から長崎県雲仙市国見町の多以良港へ向かう有明フェリー「サンライズ」の船上から撮影したものである。この図からも明らかなように、島原半島北端の海辺には約900mも続いている高さ約300mの「岸」はおろか数十mの「岸」さえも見当たらない。ちなみに、ここで言う「岸」とは「高い崖」や「断崖」と解するのが通説である。「島原半島北端」説を支持する埴垣氏は、「(自分の説は)現地調査をしてゐない弱点がある」と断りながら、「土齒池の所在地は、西は海、東は傾斜して高くなり、やがて岡の頂点から海に落ちるやうな所である」と述べているが（〔2〕、p.39）、図2からも明らかなように現地調査した結果ではそのようなところは存在しない。島原半島北端の海岸付近はすべて「平ら」であり「高い崖」はまったく存在しない。

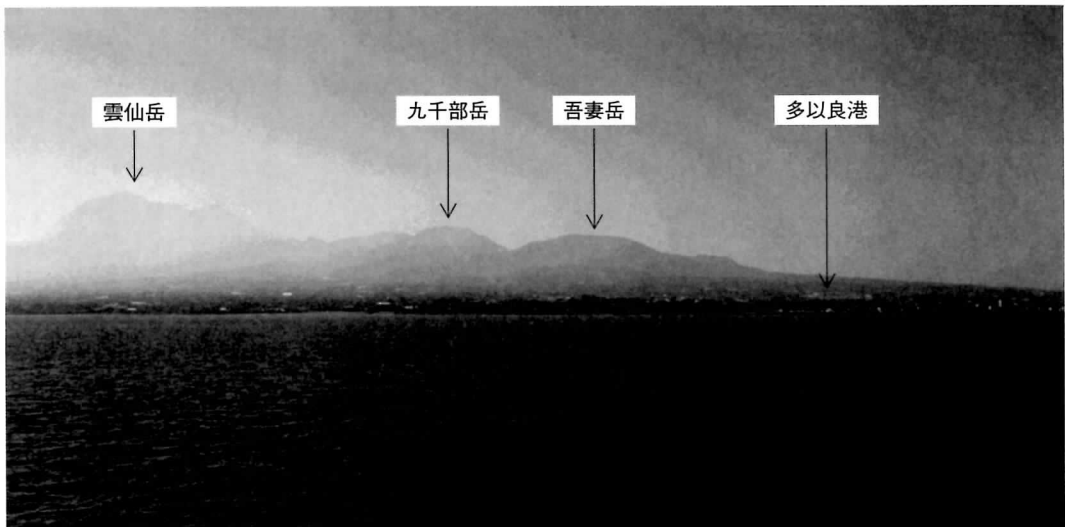


図2

第二に、第1節に示した情報(8)の条件を満たしていないことである。

- (8) この「岸」を西海の波が常に洗い濯いでいる。

すでに上の第一の問題点で指摘したように、そもそも「岸」自体がないのであるから情報(8)の条件を満たさないのは当然であるが、これを上の第一の問題点と分けて指摘するには理由がある。埴垣氏は情報(8)を「土齒池の西側にある海の波濤が池を常に濯い滌いでいる」という意味に解している（〔2〕、pp.38-39）。つまり、原文の「西海」を「池の西側にある海」と解している。しかし、これは正しくないと思う。日本古典文学大系の『風土記』も「西海」の頭注に「高来郡の西の海で橘（千石）湾をいう。その波が崖に打ちよせるのである。」と注釈しているように（〔3〕、p.411）、情報(8)は「岸（崖）を西海の波が常に濯い滌いでいる」と解するのが正しい解釈であると思う。その理由は以下のとおりである。まず一つの理由は、原文を見ると、

土齒池。… 此池東之海辺、有岸。高百余丈、長三百余丈。西海波濤、常以濯滌。  
 縁土人辞、号曰土齒池。

となっており、「此池東之海辺」から「常以濯滌」までは土齒池の名前のもとになった「岸」の性質についての説明と見るべきで、そのように解釈する方が、その後続く「縁土人辞、号曰土齒池」という文章ともスムーズにつながる。土齒池についての詳しい説明はこの文章の後に続いていくのである。もう一つの理由は「西海」の解釈である。ここの文章は島原半島（高来郡）についての記述であるから、「東海」と言えば「有明海」、「西海」と言えば「橘湾」と解するのが常識であろう。ところで、「東海」については、上の原文を見ると「此池東之海辺」と限定表記されているから、ここの「東之海」は必ずしも「有明海」とは限らず、「池の東側にある海」の意であることがわかる。他方、「西海」については何ら限定表記がされていないから「橘湾」の意である可能性が高い。「島原半島北端」説はここの「西海」を国見町の西にある諫早湾だと解するが、果して諫早湾を「西海」と表現するものかどうかどうも疑問である。もし諫早湾であるならば、単に「西海」と記述するのではなく「此岸西之海」などのように限定表記をしてもよさそうに思える。

第三に、第1節に示した情報(2)から(5)の性質をもつ池が島原半島北端の海岸部にあったかどうかという問題である。この池は今から約1300年も前に存在した池であり、平安時代から中世以降に埋まって陸地化した可能性がある。しかしこの池は、情報(3)にもあるように縦横約2000mの大きな池であり、もし奈良時代にこのような池があったのであれば、せめてその痕跡ぐらひは現在も残っていてよさそうだし、また文献などにも登場してよさそうであるが、少なくとも島原半島北端にはそのような池があった痕跡はなく文献にも登場しない。

第四に、「島原半島北端」説は国見町に「土黒（ひじくろ）」という地名があり、この地名の「ひじ」が土齒池の「ひぢ」に通じることを根拠の一つとするが、この考え方は以下の理由から問題がある。もし地名を比較するのであれば「ひじくろ」と「ひぢは」を比較するべきであり、勝手に先頭の一部分だけを取り出して比較しても意味がない。「土黒」という地名はあくまでも「ひじくろ」と四文字ではじめて意味をなすものであり、この地名の由来は土黒川流域が古くから砂鉄を豊富に産出するために土が黒っぽかったことにあるようである（[5]、p.432の上段の後から9行目）。一方、土齒池の「ひぢは」は風土記にも記載されているように三文字そろってはじめて「岸」を意味する地名である。だとすれば、これらの地名を勝手に先頭の二文字だけ切り取って比較し、これが似ているからと言ってこの二つの地名が同じ起源であるとは言えない。むしろ、「ひぢは」は千々石町の「ちぢわ」の音に近く、「ひぢは」が「岸」（高い崖）を意味することから「ひぢは」の「ぢは」は「岩（いは）」の意である可能性が高く、「ちぢわ（千々石）」の「ぢわ」も「岩」の意であると思われることから、「ひぢは（土齒）」と「ちぢわ（千々石）」は同じ起源である可能性が高い。ちなみに、吉田東伍氏は「比遲波は濡岩ヒヂイハの意なるべし、さて是を今は千々波と唱ふるなり」と述べている[6]。おそらく、上代語に「ひづつ（濡れる）」という言葉があることをヒントに、「岸」を意味する「ひぢは」を「ひづ（濡）+いは（岩）」の意に解し、情報(8)の「岸を西海の波が常に洗い濯いでいる」という内容とうまく整合性をとって解釈したものであろう。

第五に、「島原半島北端」説は、古墳時代に有力豪族が存在したこと、「官衙」らしき跡を示唆する考古学的証拠がいくつか存在すること、この二つを有力な根拠とするが、古墳は島原半島のほかの地にも多数存在するし、「官衙」は必ずしも高来郡の「郡衙」であるとは限らず、「郷」（例えば神代郷）の「官衙」であった可能性も考えられる。

第六に、「島原半島北端」説がもっとも重要なよりどころとする点であるが、情報(10)と(11)、すなわち、峰湯泉と高来峰がともに郡家の「南」にあるという記述に従う限り少なくとも郡家は島原半島「北端」になければならないという指摘は、詳細な検討によれば必ずしもそうとは限らず、郡家が島原半島「西北」部の千々石町に存在した可能性も十分にありうる。この理由については次の第4節で詳しく議論する。

以上見てきたように、「高来半島北端」説には多くの問題点があり、高来半島北端の国見町あたりを土歯池の有力な比定地とすることはできないであろう。

#### 4. 「唐比湿地」説の可能性

この説は高来郡の郡家を千々石町に比定した上で、土歯池を現在の諫早市森山町の唐比湿地に比定するものである。この説は従来から有力な説の一つとされてきたが、以下に述べるように重大な難点があった。この説が成り立つためにはまず、第1節に示した情報(10)と(11)

(10) 峰湯泉は、高来郡の郡家から見て「南」の方角にある。

(11) 峰湯泉の源は、郡家の「南」の高来峰の「西南」の峰から「東」側に流れ出る。

に含まれる問題が解決できなければならない。ここで問題となるのは、現在の地図上（図1）で確認する限り、峰湯泉（雲仙温泉）は千々石町のほぼ「東南」の方角にあるから、もし郡家が千々石町にあったとすれば、峰湯泉が郡家の「南」にあるとする情報(10)の記述とは合わない、という問題である。また同様に、情報(11)によると、郡家の「南」に高来峰（雲仙岳）があるように記されているが、高来峰は千々石町のほぼ「東南」の方角にあるから、これもまた郡家が千々石町にあったとする説とは合わない、という問題である。

しかしよく検討してみると、上の二つの問題のうち後の方は正しくないことがわかる。というのは、情報(11)の「郡家の南」は通常は「高来峰」にかかると解されているようであるが（[2]、pp.38-39）、正しくは以下の理由により「高来峰の西南の峰」、すなわち「雲仙温泉の泉源があるところ」にかかると解すべきである。第1節でも述べたように、また図1からもわかるように「峰湯泉」と「高来峰」の位置は明らかに異なる。したがって、情報(10)に「峰湯泉」は「郡家の南」と明記されていることからすれば、峰湯泉とは明らかに別の位置にある「高来峰」についてもまた同じ「郡家の南」であると解するのは論理的におかしい。もっとも、郡家が峰湯泉と高来峰の両方からずっと遠くに離れていれば、場所の異なる峰湯泉と高来峰がともに「郡家の南」と表現されることはありうる。しかし、情報(10)と(11)の両方の記述と整合性のとれた解釈としては、(11)の「郡家の南」は「高来峰」にかかるとはなくて、むしろこの文の主語「峰湯泉の源」と同じところ、つまり「高来峰の西南の方角にある峰」（おそらく雲仙温泉のすぐそばにある矢岳か絹笠山のことであろう）にかかると解すべきだろう。実際、原文を見ても、

峰湯泉。(在郡南)。此湯泉之源出郡南高来峰西南之峰、流於東之。

となっており、「郡南」が「高来峰」ではなく「高来峰西南之峰」全体にかかると解することは可能である。むしろこちらの解釈の方が情報(10)とも整合性がとれている。この解釈に従えば、情報(10)を「郡の南に位置するのは峰湯泉」と解し、情報(11)を「郡の南に位置するのは（高来峰の西南の方角にある）峰湯泉の源」と解することができ、いずれもほぼ同じ内容を述べているものとして整合性がとれている。

ところで、郡家の南にあるのは「高来峰」ではなくて「峰湯泉」だけであるとこだわるのには理由がある。もし風土記に記載された内容が「高来峰が郡家の南にある」というものであれば、郡家が千々石町にあることは「絶対に」ありえない。なぜならば、高来峰は千々石町から「東南」の方向に実際に目の前に見えているからである。その証拠を図3と図4に示す。図4は図3の左上の太い矢印の方向から撮影した



写真である。図4の右手奥、九千部岳の右隣りに雲仙岳が見えているのがわかる。なお図3は千々石町の中心部付近（図1の四角で囲まれた領域B）を拡大表示したものであり、インターネット上の国土地理院2万5千分1地図を利用した。また図3の郡家推定地はあくまでも参考地として仮に示したものであり、具体的に郡家所在地を確定することは今後の課題である。

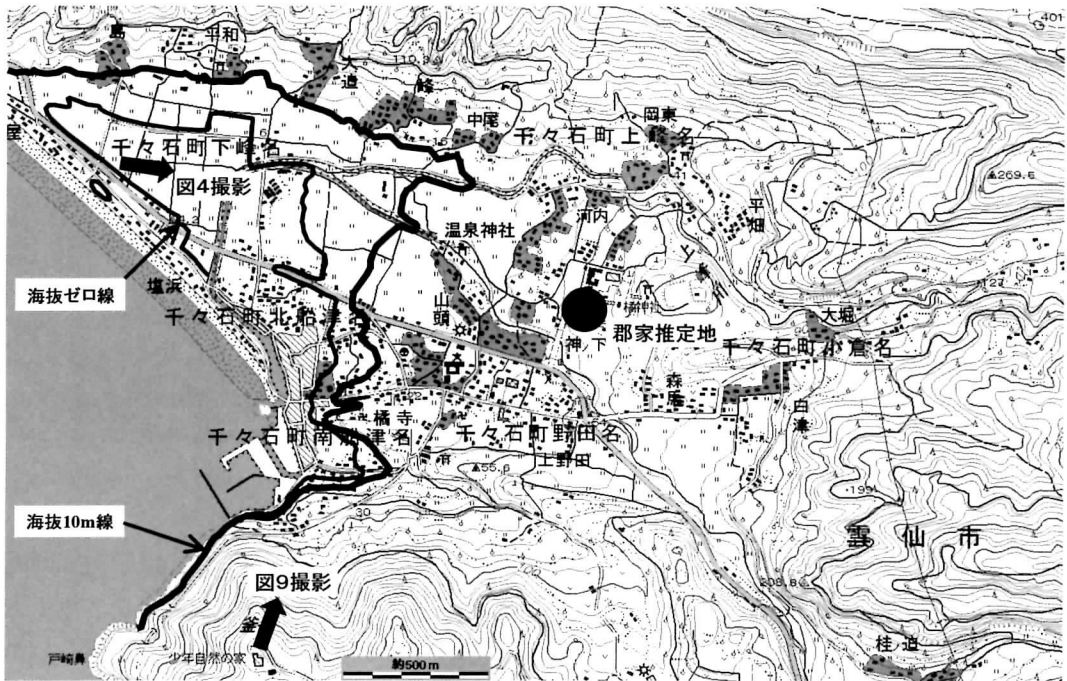


図3

一方、「峰湯泉が郡家の南にある」というのであれば、郡家が千々石町にあることと必ずしも矛盾はしない。以下に、その理由を述べよう。まず第一に、図4からも明らかなように千々石町から高来峰は「東南」の方向に実際に見えているという事実である。第二に、風土記の情報(11)の記述から峰湯泉（の源）は高来峰の「西南」の方角にあるという事実である。第三に、峰湯泉は千々石町からは見えないという事実である。第四に、当時は現在のような地図はなかったという事実である。以上の四つの事実に基づいて、「頭の中」で、目に見えない峰湯泉の位置（郡家に対する相対的な位置）を「推定」すると、まさに風土記に記載されているように「峰湯泉は郡家の南」という結果になるのである。高来峰は郡家の東南、峰湯泉は高来峰の西南、よって峰湯泉は郡家の「南」となるからである。さらに、この結果を裏付ける証拠として、図1に千々石町に想定された郡家推定地から雲仙温泉への予想ルートを示した。このルートを見ると、千々石町から雲仙温泉へ行くには、まず方角をほぼ「南」として現在の国道57号線（図1の太い線）にそって進み、小浜町との境の峠まで上がってから128号線（図1の細い線）に沿って東南方向に山道を登っていく。このルートがもっとも近道で、千々石町の温泉神社の前から雲仙温泉まで車で約12.4kmである。おそらく古代のルートもこれに近いものであろう。このルートを千々石町側から見れば、雲仙温泉の方角を（正確には「東南」であるけれど）ほぼ「南」の方角にあると考えるのも、地図のない当時としては無理からぬことだと思われる。すなわち、風土記に記載された「峰湯泉が郡家の南にある」という記述は、正確な方角「東南」とは食い違っているけれども、それは「誤差の範囲内」であり、郡家を千々石町に比定することと必ずしも矛盾はしないという結論が得られる。さらに、郡家が千々石町にあった可能性

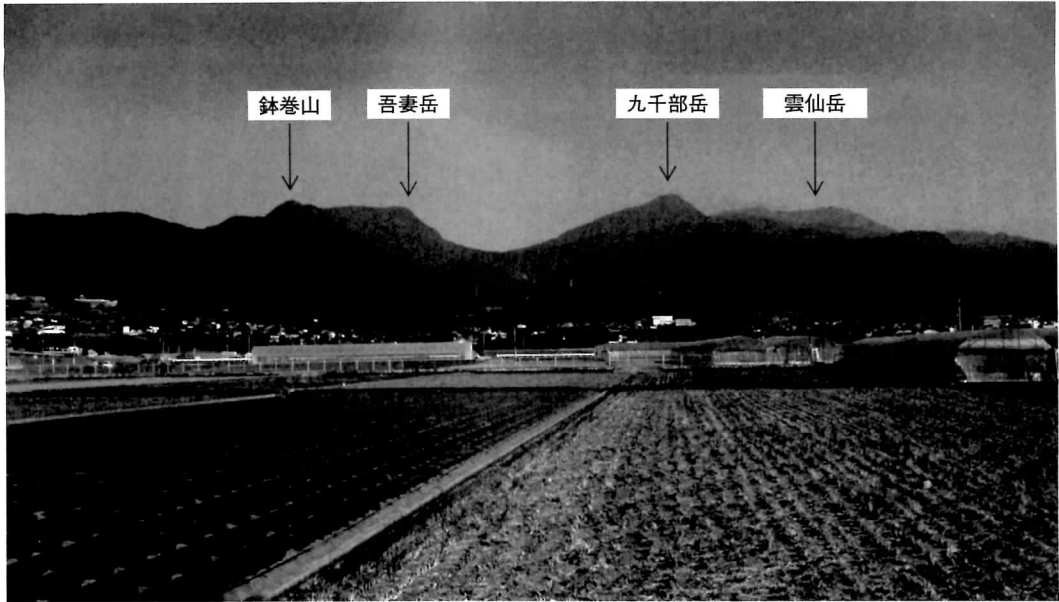


図 4

を示唆する根拠がほかにもいくつかある。

第一に、千々石漁港のそばの高台に橘寺が存在することである。この寺は、現在は無人となり町内に門徒檀家はいないが、奈良県高市郡明日香村の橘寺を本山とする唯一の別院である。ちなみに、本山の橘寺は聖徳太子誕生の地と伝えられ、太子建立の七か寺の一つとされるきわめて由緒のある寺である。この橘寺の唯一の別院が千々石町に存在するということは、大和政権と千々石町の間は何らかの強い関係があったことを示唆する。

第二に、千々石町は昔から雲仙への西登山口であり、温泉山修験の里坊的存在の麓集落だったことである（「阿弥陀寺・古址」案内板より）。高来郡のシンボルはその郡名のとおり高来峰（雲仙岳）である。だとすれば、その高来峰（および雲仙温泉）への交通の要衝にあたる千々石町に郡家が営まれたとしても不思議はない。

第三に、島原半島には多くの温泉神社が存在するが、その中でも温泉神社の本宮と密接な関係をもつ四つの末社のうちのひとつとされる温泉神社が千々石町に存在することである（図8を参照）。温泉神社の本宮は雲仙温泉の地に大宝元年（701）に創建され、別当の温泉山満明寺とともに雲仙岳（温泉山）の山岳信仰の拠点で、四面に宿った神霊をもって筑紫島すなわち九州鎮護の神として祀ったという。そして本宮は険阻な地にあるため遥拝所として雲仙山麓に十七ヶ所設けられるが、なかでも本宮と密接な末社として山田（現吾妻町）・有家（現有家町）・千々石（現千々石町）・伊佐早の四ヶ所は四面宮と称されたという（〔5〕、pp.446-447）。

第四に、千々石町には少なくとも四つの古墳が知られており、古墳時代に栄えた地であったことをうかがわせる。埴垣氏は「なほ土黒の東、多以良に島原半島唯一の古墳、高下古墳があって、この地域の古代の繁栄を示す」と述べているが（〔2〕、p.39）、実際には島原半島には多数の古墳が存在する。確かに古墳が多いのは、島原市三会町、国見町、吾妻町など島原半島の北部であるが、千々石町にも数は少ないながら古墳が存在する。現在、犬丸古墳、柏塚古墳、千々石木浦古墳、橘神社古墳の四つが確認されている（〔5〕、p.439）。

以上の考察により、高来郡の郡家を千々石町に比定することは十分可能であり、従来「唐比湿地」説（および「千々石」説）の最大の難点とされてきた問題はクリアーできることがわかった。すなわち、「唐比湿地」説は第1節にあげた情報(10)と(11)の条件を満たすことがわかった。それでは他の情報についてはどうだろうか。次にこの問題について検討しよう。

まず、第1節に示した情報(1)「土歯池が郡家の西北の方角にある」という条件については、図1と図5から明らかなように、千々石町に想定された郡家から見た唐比湿地の正確な方角は「西北西」であるが、風土記の距離や方位に関する記述は概してそれほど精度の高いものではないから「西北」という記述は「誤差の範囲内」だと思われる。したがって、「唐比湿地」説は情報(1)の条件を満たしていると見てよいだろう。なお図5は図1の唐比湿地の付近（図1の四角で囲まれた領域A）を拡大表示したものであり、インターネット上の国土地理院2万5千分1地図を利用した。

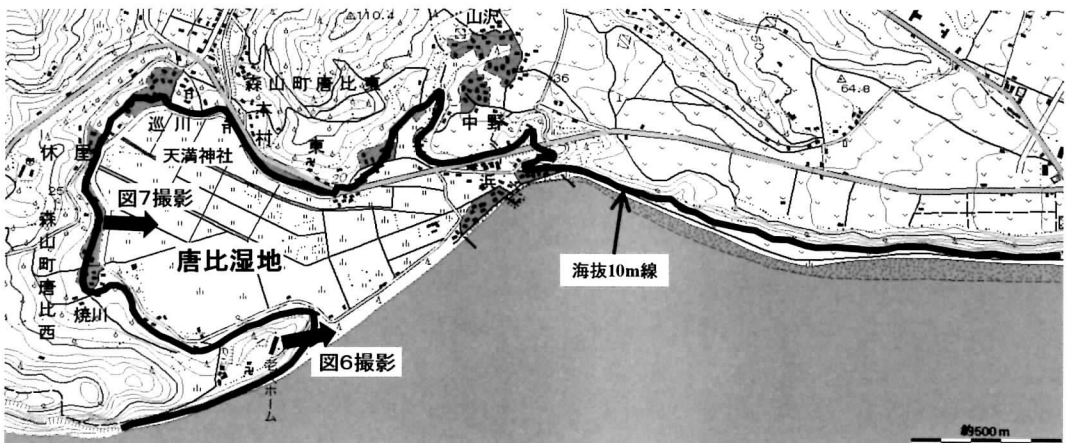


図5

次に、第1節に示した情報(2)から(4)の条件について検討しよう。

- (2) 土歯池には堤があり、その堤の大きさは、長さ六百余丈（約1800m）、広さ五十余丈（約150m）、高さ二丈余（約6m）である。
- (3) 土歯池の裏（内側）の広さは、縦横およそ廿余町（約2000m）である。
- (4) 土歯池には海の潮が常に突入してくる。

ここでまず問題となるのは、土歯池の「堤」をどのように解釈するかである。埴垣氏は「堤」を「池の周囲の堤」と解しているが（[2]、p.39）、明らかにこの解釈は成り立たない。もしそのように解釈するならば、情報(2)「池の堤の長さが約1800m」と情報(3)「池の内側の広さが、縦横約2000m（すなわち、池の周囲は約8000m）」とが完全に矛盾してしまうからである。また、灌漑用として人工的に作った池ならば周囲に「堤」を作ることも考えられるが、この土歯池は海のそばにあり、頻繁に海水も突入してくる池であるから、自然にできた池であり、池の周りに「堤」が巡らされていたとは考えにくい。おそらく海岸付近の浅海の一部が砂州によって外海と隔てられて潟湖（海跡湖ともいう）となったものであろう（これについては後述）。

もし土歯池が潟湖だったとすると、「堤」は潟湖の砂州の部分、つまり海に面した海岸部と考えるのが妥当であろう。実際、唐比湿地の海岸部（ここを「唐比海岸」と呼ぶ）は周囲よりも少し盛り上がり「堤」



図 6

(現在は防風林の松林) になっているのが図 6 から確かめられる。図 6 は図 5 の左下の太い矢印の方向から撮影したものである。この「堤」の長さは図 5 から約 1000m である。これは風土記に記載された長さ約 1800m のほぼ半分であり、食い違いが見られる。一方、「堤」の広さ約 150m と高さ約 6 m という記述についてはおおむね一致しているように思われる。

次に池の大きさに関しては、当時の池の大きさは知るよしもないが、参考のため図 5 に海拔 10m の線を太く示した。当時の土菌池は少なくともこの太線よりは内側にあり、この太線の内側をもって当時の池の大きさの上限と考えることができる。これによると、池の大きさはおよそ縦横約 1000m 以内だったことが推定できる。一方、風土記の記述によれば縦横約 2000m であり、ここにもまた倍ほどの食い違いが見られる。

なお、情報(4)「土菌池には海の潮が常に突入してくる」については、昔は唐比海岸には防風林はなかったので、満潮時の高い波は海岸の低い部分を越えて突入して来た可能性があり、また砂州の先端部(北東部)では池と海は通じていたと思われるので、ここから常に波が池に突入していたことは容易に推測できる。したがって、唐比湿地は情報(4)の条件を満たしていると考えてよいだろう。

次に、第 1 節で示した情報(5)「土菌池には荷(ハス)と菱(ヒシ)がたくさん生えている」については、唐比湿地には現在「唐比ハス園」があり、さまざまな種類のハスとスイレンが栽培され、毎年 6 月中旬から 8 月中旬にかけて多数の見物客が訪れている。ここでハスが栽培されるようになったのは最近のことであり、奈良時代のことではないけれども、少なくともこの地がハス栽培に適していることは今も昔も変わらないであろう。また、図 5 の左上の太線の内側に神社の記号が見られるが、ここは天満神社であり、この神社の西側の池には現在でも「菱(ヒシ)」が多数浮かんでいる。以上のことから、唐比湿地は情報(5)の条件もまた満たしていることがわかる。ちなみに「唐比ハス園」の中にある「唐比湿地の成り立ち」という案内板の内容を以下に示す。

### 唐比湿地の成り立ち

唐比湿地は森山町の南に位置し、広さ約60ヘクタールの泥炭湿地帯です。この湿地は、かつての橘湾の入り江が、今から約6000年前（縄文時代）に小石などによって自然に閉鎖され、海跡湖<sup>かいせきこ</sup>となり、そののち長い年月をかけて、植物の枯れたものなどが堆積して現在のようになりました。

### 唐比湿地の泥炭層

泥炭層は、有機物を含み、多くの有用な微生物の宝庫となっており、深いところでは30mを越えるところもあります。その土は水を含んだスポンジのようになっていてやわらかく、その上で飛び跳ねると地面が大きく揺れるので、通称「ゆれる大地」と呼ばれています。みなさんも、ためしてみてください。また、植物の生育に良い腐食土であることから、土質改良や、家畜のえさに混ぜるなど、特徴的な用途で使用されています。

### まぼろしの唐比れんこん

唐比湿地では、れんこんが栽培されています。このれんこんは、泥炭層で育ち、生産者がわずかであることから希少価値が高く、「まぼろしの唐比れんこん」とよばれています。

### 唐比海岸林

この海岸の松の林は、唐比湿地を形づくる元となった砂嘴<sup>さし</sup>の上に発達した海岸林です。明治31年に「防風林兼潮害防備林」に指定されて以来、海岸や背後の農地を風や塩害から守ってきました。

次に、第1節に示した情報(6)から(8)の条件について検討しよう。

- (6) 土菌池の「東」には海辺があり、その海辺には「岸」がある。
- (7) この「岸」は、高さ百余丈（約300m）、長さ三百余丈（約900m）である。
- (8) この「岸」を西海の波が常に洗い濯いでいる。

図5と図6から明らかなように、唐比湿地の「真東」には長さ約1500mにわたって海拔50mからしだいに100mまで高くなる「岸」（高い絶壁）が存在する。そして、この「岸」を西海（橘湾）の波が常に洗い濯いでいる。以上の点については、風土記の記述にほぼ完璧に一致する。ところが「岸」の高さに関しては食い違いが見られる。風土記は高さを約300mとするのに対して、実際の「岸」はたかだか100mである（この「岸」は「千々石断層」と呼ばれ、しだいに高くなりながらずっと東まで延びており、約6km先には海拔約300m、約10km先は870mの吾妻岳へとつながっている）。なお、参考のため図7に唐比湿地の内側から「岸」を撮影した写真を示す。図7は図5の左側の中ほどにある太い矢印の方向から撮影したものである。

最後の検討事項は第1節に示した情報(9)であるが、これは単に土菌池の名前の由来を述べたもので、「唐比湿地」説にとって特に問題となるものではない。



図 7

以上見てきたように、「唐比湿地」説は風土記に記載された情報(1)から(11)までの条件をおおむね満足するけれども、いくつかの点で食い違いが見られる。以下、食い違っている点についてまとめると次のようになる。

- 「堤」の長さについて、風土記は約1800mとするのに対して、唐比海岸の長さは約1000mである。
- 土歯池の大きさについて、風土記は縦横約2000mとするのに対して、唐比湿地の大きさは縦横約1000m以下である。
- 土歯池の東にある「岸」について、風土記は高さ約300mとするのに対して、唐比湿地の東にある千々石断層はたかだか100m程度である。ただし、この断層はずっと東の約10km先の吾妻岳(870m)まで続いているが、風土記には長さ約900mと記載されているので、風土記の言う「岸」は唐比湿地から直接見える「岸」の部分だと思われる。

この内容を見ると、食い違いがあるのはすべて「数値」に関するものであり、そのほかの「定性的」な性質についてはすべて条件を満たしていることがわかる。したがって、これらの数値の食い違いは、風土記の記事が「本当に実測された結果に基づいて記載されたのだろうか」という疑問につながる。もし風土記の記事が実測によらずに単に「机上での憶測」によって述作されたものであれば、上に示した程度の食い違いは「誤差の範囲内」と見なせるであろう。その限りにおいて、「唐比湿地」説は成立する可能性があるように思われる。

しかしながら、これらの食い違いの原因をまったく別の視点から考えることもできる。その手がかりとなるのは、数値の食い違いがいずれも「ほぼ倍」であるという事実である。これは果して偶然だろうか。実は、以下に述べるように、風土記の数値が間違っているのではなく、古代の長さの「単位」に対する現代の我々の理解が正しくないことに原因があるのかも知れない。

風土記の記事で数値が記載されているのは、第1節の情報(2)と(3)と(7)の三つであるが、原文では長さの単位として「丈」と「町」が使われている。通説では律令時代の長さの単位は「1丈=10尺=約3m」、「1

町=360尺=約100m」と考えられており、本論文の現代語訳でもこれに基づいてメートル換算したものを示した。しかしながら、「丈」という漢字にはもともと「たけ（人間の背丈）」の意味があることを考えると、「1丈」が人間の平均的な背丈である「約1.5m」の意味に用いられていた可能性がある。この可能性を裏付けるのが日本書紀の次の記述である。

景行天皇二年三月：亦は日本武尊と曰す。幼くして雄略しき氣有します。壮に及びて容貌魁偉し。

身長一丈、力能く鼎を扛げたまふ。([7]、p.60)

仲哀天皇即位前紀：天皇、容姿端正し。身長十尺。([7]、p.120)

ここでは日本武尊の身長が「一丈」、仲哀天皇の身長が「十尺(=一丈)」と記載されており、いずれも身長は「一丈」である。これを通説の「1丈=10尺=約3m」に基づいて考えれば、人間の身長としてはとうてい考えられない「巨人」、つまり「とんでもないホラ話」ということになる。ところが、「1丈」を「約1.5m」の意に解するならば、ごく平均的な身長ということになる。ちなみに、福岡市博多区の金隈遺跡の案内板によると弥生人の平均身長は男性が162.7cm、女性が151.3cmとなっている（もし実在したとすれば日本武尊と仲哀天皇は弥生時代の人間である）。したがって、奈良時代以降の律令制度のもとで正式な長さの単位が「1丈=10尺=約3m」であったことは事実であるが、それより前のずっと古い時代には「1丈=約1.5m」の単位が用いられていた可能性がある。風土記や日本書紀の記事は、この古い単位で記録された原資料が、後の奈良時代の風土記や日本書紀の編纂時にそのまま採録された可能性が考えられるのである。

もし風土記の記事を「1丈=約1.5m」、「1町=約50m」の単位だと解することが許されるならば、「唐比湿地」説は第1節に示した情報(2)と(3)と(7)の数値ときわめてよく一致することがわかる。実際、情報(2)は新しい単位では「堤の大きさが長さ約900m、広さ約75m、高さ約3m」となり、今から約1300年前の堤はもっと小さく低かったことを考慮に入れるならば、唐比海岸の昔の様子をかなり正確に表していることになる。特に、堤の高さが約3mということは、潮の干満による潮位差が一般に約3m程度であることを考えれば、情報(4)の「土齒池には海の潮が常に突入してくる」ことともよく合致する。また、情報(3)は「池の広さが縦横約1000m」となり図5の海拔10m線の内側領域の規模とよく一致する。情報(7)は「岸の高さは約150m、長さは約450m」となるが、実際の高さはせいぜい100m程度であり少し食い違いはあるものの、この程度は「誤差の範囲内」と見なせるだろう。ちなみにこの誤差は、高さ方向の距離測定が水平方向よりも困難であることと関係しているのかも知れない。また、長さ約450mについては、図5における唐比湿地の真東に位置する直線部分の海岸（南西方向を向いた海岸部）だと解すれば、これまたよく一致する。このように、「岸」の高さに関する若干の誤差を除けば、ほかの情報についてはほぼ完璧ともいえる一致をみるのである。

以上のような観点から、土齒池の比定地として、本論文では「唐比湿地」説をもっとも有望な説として提案したい。

## 5. 「千々石」説の可能性

この説は郡家だけでなく土齒池もまた千々石町に比定しようとする説である。高来郡の郡家が千々石町に比定可能であることについては前節で詳しく議論したので、ここでは土齒池が千々石町に比定可能であるかどうかについてだけ検討する。

その可能性があることは、図3に太線で示された海拔ゼロの線と海拔10mの線の形から明らかとなる。千々石町の海岸部にも唐比湿地と同様約1200mの「堤」（松林の砂州）があり、その裏（北東）に古代の縦横約1000m程度の潟湖の存在を想定することができる。実際、遠い昔に現在の温泉神社（図8）あたりまで海だったことは、神社の前に次のような「チヌ（黒鯛）釣り石について（伝説）」という石碑に記載された伝承があることからもうかがえる。その石碑に曰く、



図 8

その昔、この付近一帯は海辺でした。お四面様（温泉神社）が千々石村に鎮座されることになり、村人達はお祝いの魚をこの辺りで釣りましたが、魚は一匹も釣れず困っていました。そこえ突然年老いた一組の夫婦が現れ「鯛は連れたナー」と声をかけながら大石に腰を据えて釣りを始めました。村人達が見守るなか、老夫婦は大きなチヌを次から次と釣り上げながら、そして村人達に「お四面様へのお供えと、お祝いの酒肴に使いよ」と言いながら手渡して山手（峰、中尾）の方へと去り、その後ろ姿は河童に似ていたという、以来この大石のことを村人は「チヌ釣り石」と呼ぶようになったという。またこの近くの田圃には、お四面様が千々石村に鎮座されるとき舟に乗って来られ、その舟をつなぎとめたとされる「舟つなぎ石」という大石があります。

また、温泉神社の由緒を記した石碑には「（前略）本来この処は船石・黒鯛釣石等の遺跡から考えて、地形上海上交通安全を祈る聖地であったと思われます（以下略）」と記載されている。

以上のことから、郡家の位置を仮に現在の千々石町の中心部あたりに想定すれば、その「西北」に土歯



図 9



池の存在を想定することができ、風土記の情報(1)の記述とほぼ合致することがわかる。なお、参考のため千々石町の「県立千々石青少年自然の家」の前の展望岩（図3の左下の太い矢印）から撮影した写真を図9に示す。図3と図9を対比参照されたい。

そのほかの情報(2)から(9)についても、前節の「唐比湿地」説と同様、「定性的」には風土記の条件をおおむね満足すると思われるが、大きな違いは「岸」に関する部分である。「唐比湿地」説の場合、「岸」の位置は土歯池の「東」ということでまったく問題はなかったが、「千々石」説の場合には「岸」はむしろ池の「北」の方に聳えている。もちろん、「北」だけでなく「東」の方角までずっと連続的に「岸」が聳えているので、風土記の「東」という記述と必ずしも矛盾するわけではないけれども、「北」側を無視してなぜ「東」側だけに言及しているのか、そして「岸」の長さをなぜ「約900m」と限定しているのか（実際には「岸」は約10kmにわたって連続的に分布しているのに）、この点が不審である。もう一つ不審な点は、「千々石」説では確かに土歯池の「東」に約300mの「岸」は存在するけれども、そこは土歯池からだいぶ山手に上がった所であり、情報(8)の「岸を西海の波が常に洗い濯いでいる」という記述とは合致しない点である。このように、「千々石」説は「唐比湿地」説に比べて問題点が多い。

以上見てきたように、「千々石」説も「定性的」には風土記に記載された情報をおおむね満足すると思われるが、「定量的」に詳しく検討してみるといくつか問題点があることがわかる。これらの問題を議論していくと、結局のところ、「唐比湿地」説の場合と同様、風土記に記載された長さや高さなどの数値がどれだけ信頼性があるのか、という問題に帰着する。

## 5. おわりに

本論文では、肥前国風土記に記載された土歯池の所在地に関する過去の諸説を検討し、「唐比湿地」説がもっとも有望な説であることを示した。また、「千々石」説も可能性はあるけれども、「唐比湿地」説に比べれば問題点が多いことを示した。ただし、いずれの場合でも、風土記に記載された情報を「定性的」にはおおむね満足するものの、長さの単位を通説どおり「1丈=10尺=約3m」、「1町=36尺=約100m」とする限り、「定量的」には「ほぼ倍」程度の食い違いを生じることがわかった。この問題は、風土記の編纂者が「どれだけ正確な測定を行って長さや高さの数値を得たか」という風土記の記述そのものの信頼性の問題に帰着する。この問題については、第4節でも指摘したように「1丈=約1.5m」、「1町=約50m」という古い単位の可能性も含めて、今後さらに研究する必要があるだろう。

もし土歯池の位置が確定できれば、高来郡の郡家の位置を知ることができる。逆に、もし高来郡の郡家の位置が確定できれば、土歯池の位置を推定することができる。このように土歯池の位置と郡家の位置は密接に関係しているが、土歯池の所在地に関する最終的な結論は、おそらく将来考古学的な発掘により古代の高来郡の郡家の位置が確定するのを待つことになるであろう。

最後に、一つ気になっていることがあるので、それについて述べておきたい。それは、第1節の情報(1)に「峰湯泉の源は、高来峰の西南の峰から東側に流れ出る」と記載されていることである。実際に雲仙温泉に行ってみればわかるように、ここの温泉や地獄はすべて矢岳の「西」麓に集中しており「西」側に湧き出ている。風土記に記載されているように「東」側には流れ出していない。このことは、奈良時代の雲仙温泉は現在とは大きく異なる可能性を秘めている（あるいは風土記の編纂者の誤記の可能性もある）。この疑問から注釈したのかどうかは不明だが、後藤蔵四郎氏は「峯湯泉」について「今の雲仙の温泉のことではない。この山は、屢爆裂して居るから、温泉は古のものとは異なるであらう」と注釈している。

## 参考文献

- [1] 「風土記」、植垣節也、新編日本古典文学全集、pp.346-349、1997年。
- [2] 植垣節也、「『風土記』の校訂私案」、『上代語と表記』、おうふう、pp.26-40、2000年。
- [3] 「風土記」、秋本吉郎、日本古典文学大系、pp.410-411、1958年。
- [4] 「肥前国豊後国風土記考証」、後藤蔵四郎、大岡山書店、pp.95-97、昭和8年。
- [5] 「長崎県の地名」（日本歴史地名大系43）、平凡社、pp.433-434、2001年。
- [6] 「増補大日本地名辞書第四巻」、吉田東伍、富山房、p.289、昭和46年。
- [7] 「日本書紀（二）」、井上光貞ほか、岩波文庫、p.60、p.120、1994年。